

# 岐阜県公報

号外(二) 平成三十年三月九日

## 目次

### 監査委員告示

|                              |        |    |
|------------------------------|--------|----|
| 定期監査の結果に関する報告(年間総括)の公表       | (監査委員) | 一〇 |
| 財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表       | (同)    | 八  |
| 財政的援助団体等監査の結果に関する報告(年間総括)の公表 | (同)    | 一〇 |
| 定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表         | (同)    | 八  |

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十九年六月から同年十一月までに執行した定期監査の結果に関する報告(年間総括)を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年三月九日

|         |      |
|---------|------|
| 岐阜県監査委員 | 篠田徹  |
| 岐阜県監査委員 | 松岡正人 |
| 岐阜県監査委員 | 山本泉  |
| 岐阜県監査委員 | 藤良寛  |
| 岐阜県監査委員 | 杉山祐子 |

平成29年度定期監査の結果に関する報告(年間総括)

第1 監査概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、監査対象機関の全てに対し定期監査を実施した。なお、監査に当たっては、以下の2項目を重点監査項目として設定し、監査を実施した。

【重点監査項目】

- ① 物品管理の検証
- ② 時間外勤務手当の検証

- 1 監査期間  
平成29年6月から同年11月まで

|          |     |    |       |
|----------|-----|----|-------|
| 2 監査対象機関 |     |    |       |
| 知事部局     | 195 | 機関 |       |
| 教育委員会    | 97  | 機関 |       |
| 警察本部     | 58  | 機関 |       |
| その他      | 13  | 機関 |       |
|          |     | 計  | 363機関 |

- 3 監査対象年度  
原則として、平成28年度を対象とした。

第2 監査結果

- 1 定期監査における要望、質疑等  
監査対象機関に対し、質疑を行い当局の見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。  
主な要望、質疑等は、次のとおり。

(1) 県財政について

|  |
|--|
| ア 県財政について、意見を述べ、要望を行った。  |
| イ 県庁舎など県有施設の再整備については、社会保障関係経費が増大していく中で、財源確保の考え方をしっかりと持って進められたい。  |
| 臨時財政対策債の元利償還金が将来において他の財源から賄うことにならないよう留意され、また、ルール等に係る国の動向に注視されたい。 |
| 県税の徴収においては、他県の取組事例を参考にするなど、更なる納期内納付を推進し、徴収率向上に努められたい。            |

イ 県財政について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

|                           |
|---------------------------|
| 県庁舎など県有施設の再整備に係る基金の状況について |
| 自動車税の納期内納付の状況と今後の取組について   |
| 予算の流用理由と流用に対する考え方について     |
| 水道企業会計の現金預金と借入金のバランスについて  |

- (2) 人事管理について

ア 人事管理について、意見を述べ、要望を行った。  
時間外勤務手当に関する監査結果が90件以上と多いことから、制度の周知やシステムの活用などの改善策について検討されたい。【重点事項②関係】  
業務に熱心に取り組むあまり、長時間労働やストレスにより心を病むという負のスパイラルに陥らないよう、ワークライフバランスや労働時間の短縮など、働き方改革を推進されたい。【重点事項②関係】

権限移譲、組織改正等に伴って行政サービスが低下しないよう、適正な人員配置、役割分担など体制を整えられたい。  
建築や警察などの女性が少ない分野においても、女性が当たり前のように働き、そのパワーを活かせる労働環境を整えられたい。  
インターネット(就業体験)を活用して課題を把握しながら、退職者の活用も含めた人材及び人員の確保に努められたい。

イ 人事管理について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

|   |
|---|
| 時間外勤務を含む労働時間の適正な管理及び時間外勤務縮減の取組状況について【重点事項②関係】 |
| 特別支援学校の教員免許取得に向けた取組について                       |
| 教員免許更新状況のチェック体制について                           |
| 教職員の病気休職者対策について                               |

- (3) 事務事業について

ア 県が実施する各種事務事業について、意見を述べ、要望を行った。  
地方財政は、通学の手段として、また、観光の手段としての役割が非常に大きいことから、使って残すという取組や、安全対策に係る継続的な支援をされたい。  
県庁舎再整備については、県民から親しまれ、信頼される雰囲気を持つ建物とするため、アビエールポイントや投資目的を明示し、多くの県民の意見を取り入れた整備を進められたい。  
児童虐待の未然防止や高齢者が孤立しないための対策の周知に努められたい。  
援助や配慮を必要とする方が利用するヘルプマークの認知度向上のための働きかけを推進されたい。

イ 県産農産物の質の良さをホームページなどによりPRし、イメージアップを図られたい。

|  |
|--|
| ヒアリなどの外来生物について、専門的知識がなく不安だけが進行していくことがないよう、情報提供に努められたい。                                 |
| SNSによる生徒のいじめは非常に把握しにくいいため、特色を十分意識した上で、早期発見、早期解決に努められたい。                                |
| 人口が減少し、若者が県外流出する中で、岐阜に住みたいと思う施策や岐阜の魅力発信する戦略により、移住定住を促進されたい。                            |
| 観光や労働により来県した外国の方への対応について、納税義務、交通マナーなど多面的な支援を実施されたい。                                    |
| 放課後児童クラブや特機児童対策などの子育て支援は、市町村間の格差による不公平感を生まないよう、地域の声を傾け、県の施策につなげられたい。                   |
| 医療、土木、林業などの分野における人手不足を解消するため、定期的な情報発信により情勢を周知するとともに、ふるさと貢献意識を醸成する取組を教育委員会と連携して取り組まれたい。 |

毒物及び劇物の管理においては、管理不備が原因で大きな事故につながる危険性があるため、管理の徹底を図られた。

特定個人情報管理事務について、承認を得ないまま取り扱っていた事案や記録簿の未記載などがあったため、今後は適正な事務の遂行に努められた。

イ 県が実施する各種事務事業について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- リニア中央新幹線の整備に伴う環境への影響や移住定住：観光振興への取組について
- 2020年に開催される東京オリンピックに向けたグローバルGAP及び県単独GAPの取得目標や取組状況について
- 食の安全・安心への関心が高まっている中での監視、指導の状況及び違反、行政処分の件数について
- アニメや映画、SNS等を活用した岐阜県をアピールする情報発信について
- 鳥インフルエンザ発生対応時の反省を踏まえた防疫体制の強化や発生時の対策について
- 九州北部豪雨や東日本大震災によるため池の決壊を踏まえた耐震性や危険箇所整備状況について
- 産業廃棄物の不法投棄など陸棄物の不適正事案の状況や監視カメラの活用などによる新たな取組について
- 運転免許証の自主返納状況や高齢者向けガイドブックの配布などによる高齢者の安全対策について

(4) 県が交付する補助金について

ア 県が交付する補助金について、意見を述べ、要望を行った。

補助効果を把握・分析し、公平性に留意しつつ、最小の経費で最大の効果を上げる事業を実施されたい。

補助金の交付に当たっては、補助目的を十分意識し、書類による確認のみでなく、現場に出向くなどの確実な方法による検査にも努められた。

交付決定前に補助事業に着手するのは例外的な措置であり、安易に認めることがないよう、慎重に処理されたい。

イ 県が交付する補助金について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- 各種補助事業の効果及び検証状況について
- 建物の防災・耐震に係る補助制度の活用状況について
- 補助金の返還事案の内容、不正受給が発生しないための確認方法について
- (5) 財務に関する事務の執行について
- ア 財務に関する事務の執行について、意見を述べ、要望を行った。
- 委託事業については、単年度の評価だけでなく将来的な費用対効果も意識した上で事業を進められた。
- 契約後に業務を追加する場合には、より安く効果を得るために、別事業として発注することができないか十分に検討されたい。
- 委託契約等の実施結果の確認において、検査の遅延や未実施、検査調書の未作成などが散見されたので、適正に執行されたい。
- 収入及び支出の事務処理が遅延していたものや、支出額が限っているものがあつたので、適正に処理されたい。

イ 財務に関する事務の執行について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

予定価格と契約金額の乖離が大きい案件や最終契約金額が予定価格を超過している案件の理由について

競争入札によらない契約の理由やその正当性について

委託事業、建設工事における契約変更回数が多い理由について

生産製造品の売却や管理の方法について

(6) 財産の管理・活用状況等について

ア 県が保有する財産の管理・活用状況等について、意見を述べ、要望を行った。

ノート型パソコンの毀損事故及び物品の盗難の発生を踏まえ、財産管理の重要性や公金意識について、再度徹底された。

**【重点事項①関係】**

長期的に利用されていない施設については、建物の売却、解体も視野に入れて対応を検討された。

また、改修工事を行った施設については、利用率の向上に向けたPRを検討された。

研究所が保有する専門的な機械については、研究開発に使用するだけでなく、高等学校教育でも使用するなど、機械の共有化を図られた。

施設の老朽化対策や耐震化について、計画的に推進されたい。

イ 県が保有する財産の管理・活用状況等について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。

- 図書資料の切り取り被害や物品の盗難の発生を踏まえた物品の管理対策について
- 物品の現物実査の状況と物品の亡失や毀損を踏まえた再発防止の取組状況について **【重点事項①関係】**
- 県有施設の老朽化の状況と今後の整備計画について
- 道路標識等の老朽化に伴う安全管理について
- 職員宿舍の利用率及び管理業務委託の状況について

(7) 公務中における職員の交通事故について

公務中における職員の交通事故について、意見を述べ、要望を行った。

職員に対する注意喚起や再発防止の徹底が行き届いていないと感じられるほど多くの交通事故が発生している中で、更なる注意喚起等を行い、より一層の事故防止対策を実施されたい。

公務中の公用車の交通事故により発生した損害賠償金、公用車修理費用は公金で賄われているということを十分に認識し、慎重な運転係らに心がけられた。

<職員の交通事故に係る平成29年度監査結果>

県に損害を与えたもので承認が成立したものの70件(うち警察本部41件)が指摘・指導事項の対象となっており、このうち県の過失割合が50%を超えるものが59件で、うち100%のものが51件であった。

これらの事故において、損害賠償金※49,101,795円(うち警察本部42,990,736円)、修繕料※6,124,791円(うち警察本部2,760,348円)が支出されており、うち7件に関しては陸軍手続(評価額及び修繕料相当額計1,866,300円)を伴っていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を求めた。

※損害賠償金は相手方損害金に県過失割合を乗じた額、修繕料は県が修繕に要した額から相手方負担分を除いた額を指す。

2 監査実施機関数及び監査結果件数  
 監査を実施した機関のうち、187機関において141件の指摘事項、127件の指導事項が認められたので、是正、改善の措置を講ずるよう求めた。また、5機関において5件の検討事項が認められたので、必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。

(単位：機関、件)

| 知事直轄    | 監査実施機関数 | 指摘・指導・検討事項あり | 監査結果件数 |      |      |
|---------|---------|--------------|--------|------|------|
|         |         |              | 指摘事項   | 指導事項 | 検討事項 |
| 総務部     | 2       | 1            | 0      | 1    | 0    |
| 清流の国推進部 | 18      | 7            | 8      | 2    | 5    |
| 危機管理課   | 5       | 3            | 3      | 2    | 1    |
| 健康福祉部   | 4       | 3            | 4      | 0    | 0    |
| 環境生活部   | 18      | 13           | 17     | 10   | 6    |
| 商工労働部   | 42      | 22           | 31     | 13   | 17   |
| 農政部     | 22      | 9            | 12     | 7    | 5    |
| 農政整備部   | 30      | 24           | 43     | 26   | 16   |
| 農政整備部   | 7       | 3            | 4      | 3    | 1    |
| 農政整備部   | 22      | 12           | 24     | 15   | 8    |
| 都市建設部   | 18      | 4            | 5      | 1    | 4    |
| 県市建設部   | 18      | 4            | 5      | 1    | 4    |
| 県市建設部   | 18      | 4            | 5      | 1    | 4    |
| 県市建設部   | 18      | 4            | 5      | 1    | 4    |
| 教育委員会   | 7       | 5            | 8      | 7    | 1    |
| 警察本部    | 97      | 52           | 76     | 24   | 52   |
| 警察本部    | 58      | 29           | 36     | 27   | 9    |
| 警察本部    | 13      | 1            | 1      | 0    | 0    |
| 警察本部    | 1       | 1            | 0      | 1    | 0    |
| 合計      | 363     | 188          | 273    | 141  | 127  |

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。  
 ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの  
 ・指導事項 是正又は改善を求める事項  
 ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁及び本部の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

3 指摘事項・指導事項

(1) 指摘事項・指導事項の分野別件数と主な監査結果 (単位：件)

| 指摘事項                | 指導事項     | 主な監査結果  |
|---------------------|----------|---|
| 予算関係                | 0        |   |
| 収入関係                | 4        | 過剰納金の還付が遅れていたもの                                 |
| 支出関係                | 7        | 検査が不適正なもの<br>支出額が誤っていたもの                        |
| 契約関係                | 4        | 1 契約方法及び手続が不適正なもの(変更契約を含む。)<br>1 契約書(請書)が不適正なもの |
| 財産関係                | 11       | 49 過失により、県に損害を与えたもの<br>財産及び物品の管理事務が不適正なもの       |
| その他(労働関係、労働関係、労働関係) | 114 (55) | 46 (39) 手当の支給事務に誤りがあったもの<br>職員の交通事故で県に損害を与えたもの  |
| 公営企業                | 0        |   |
| その他事務               | 1        | 22 情報管理事務が不適正なもの<br>毒物及び劇物の管理事務が不適正なもの          |
| 合計                  | 141      | 127   |

(注) 監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上

4 検討事項  
 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項について、検討事項として関係課に必要な措置を講ずるよう求めた。

(1) 検討事項に係る監査結果

| 検討事項の内容   | 件数 |
|---|----|
| 時間外勤務手当等の支給事務について適正処理を周知徹底するとともに確実に実施されるよう対策を講ずることを求めたもの  | 1  |
| 労働基準法第36条に基づく時間外労働・休日労働協定の遵守に向けた時間外勤務削減の取組を一層加速させるよう求めたもの | 1  |
| 県からの委託料を原資として委託先が購入した備品について所有権の帰属を契約上明確にすることを求めたもの        | 1  |
| 農業大学校の入寮生から徴収する光熱水費負担金の額について受益者負担の原則に基づく見直しを求めたもの         | 1  |
| 市町村に委託する用地補償業務における履行実績の確認方法について見直しを求めたもの                  | 1  |
| 合計  | 5  |

岐阜県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成三十年一月に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年三月九日

岐阜県監査委員 篠 田 徹  
 岐阜県監査委員 松 岡 正 人  
 岐阜県監査委員 山 本 泉  
 岐阜県監査委員 藤 本 良 寛  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

第1 監査実施団体数

| 区 分       | 監 査 実 施 団 体 数 | 団体監査結果件数 |       |       | 所管機関監査結果件数 |       |       |
|-----------|---------------|----------|-------|-------|------------|-------|-------|
|           |               | 指導 事項    | 検討 事項 | 検討 事項 | 指導 事項      | 検討 事項 | 検討 事項 |
| 出資・出捐団体   | 16            | 1        | 0     | 1     | 0          | 1     | 0     |
| 補助金等交付団体  | 13            | 2        | 0     | 2     | 0          | 2     | 1     |
| 指 定 管 理 者 | 10            | 2        | 0     | 2     | 0          | 1     | 0     |
| 合 計       | 39            | 5        | 0     | 5     | 0          | 4     | 1     |

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。  
 ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの  
 ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項  
 ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

第2 監査結果

監査の結果、5団体において5件の指導事項並びに4所管機関において1件の指摘事項及び3件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 出資・出捐団体 (16 団体)

| 実施団体名               | 実施年月日      | 実施団体名             | 実施年月日      |
|---------------------|------------|-------------------|------------|
| 公益財団法人岐阜県国際交流センター   | 平成30年1月12日 | 社会福祉法人岐阜県福祉事業団    | 平成30年1月18日 |
| 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター | 平成30年1月12日 | 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 | 平成30年1月10日 |
| 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター | 平成30年1月9日  | 一般財団法人岐阜県産業会館     | 平成30年1月17日 |
| 公益財団法人ソフトビジュアルベン    | 平成30年1月17日 | 公益財団法人岐阜県研究開発財団   | 平成30年1月16日 |
| 一般社団法人岐阜県農畜産公社      | 平成30年1月9日  | 一般財団法人岐阜県魚苗センター   | 平成30年1月18日 |
| 公益社団法人木曾三川水源造成公社    | 平成30年1月18日 | 公益財団法人岐阜県建設研究センター | 平成30年1月11日 |
| 岐阜県土地開発公社           | 平成30年1月11日 | 公益財団法人岐阜県浄水事業公社   | 平成30年1月16日 |
| 岐阜県住宅供給公社           | 平成30年1月11日 | 長良川鉄道株式会社         | 平成30年1月10日 |

【監査の結果】 次のとおり指導する事項があった。

ア 監査対象団体

| 団 体 名             | 区 分  | 内 容  |
|-------------------|------|--|
| 公益財団法人岐阜県建設研究センター | 指導事項 | 平成28年度の決算において、収益とそれに対応する費用とを同一会計年度に計上するところ、備りよう点検業務(以下「点検業務」という。)の受託期間が翌年度におたることから収益が計上されていないもの、点検業務の一部を外部に委託する費用のみを計上したため、同一会計年度での計上となっていないため、今後は適正に処理されたい。 |

| 機 関 名 | 実施団体名         | 区 分  | 内 容  |
|-------|---------------|------|--|
| 商工政策課 | 一般財団法人岐阜産業人会館 | 指導事項 | 一般財団法人岐阜産業会館に委託している岐阜産業会館に係る使用料の徴収事務において、岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則に定める使用料と、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき締結した「岐阜産業会館使用料の徴収事務および過納金の支払事務委託契約書」(以下「委託契約書」という。)に定める使用料の範囲に不整合が見受けられたので、委託契約書について必要な見直しを実施されたい。 |

2 補助金等交付団体 (13団体)

| 実施団体名                | 補助金等の名称   | 実施年月日      |
|----------------------|---|------------|
| 特定非営利活動法人NPO 総合体験クラブ | 競技力向上対策事業交付金(トッパズスリート育成支援事業: トッパズスリート拠点クラブ)     | 平成30年1月29日 |
| 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会   | 岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金)  | 平成30年1月29日 |
|                      | 岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(障がい者スポーツ振興事業費補助金) |            |
|                      | 障がい者フリースリート競技力向上対策事業補助金(障がい者フリースリート育成支援事業)      |            |
| 一般財団法人岐阜県消防協会        | 岐阜県消防防犯加入促進事業費交付金(岐阜県消防協会補助金)                   | 平成30年1月29日 |
| 学校法人関西学院             | 岐阜県私立学校教育振興費補助金                                 | 平成30年1月29日 |
| 医療法人社団正和会            | 岐阜県医療施設等施設整備費補助金(有床診療所等スプリングラー等施設整備費補助金)        | 平成30年1月29日 |
| 社会医療法人厚生会            | 岐阜県救急医療施設運営費等補助金(搬送困難事例受入医療機関連携拠点病院機能強化事業費補助金)  | 平成30年1月29日 |
|                      | 岐阜県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金                         |            |
|                      | 岐阜県専門医認定支援事業費補助金                                |            |

|                                 |                                    |            |
|---------------------------------|------------------------------------|------------|
| 岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金            | 岐阜県中山間・へき地医療支援事業費補助金               |            |
| 岐阜県病院内保育所運営事業費補助金               | 岐阜県病院内保育所運営事業費補助金                  |            |
| 岐阜県認定看護職員育成支援事業補助金              | 岐阜県認定看護職員育成支援事業補助金                 |            |
| 岐阜県新人看護職員研修事業費補助金               | 岐阜県新人看護職員研修事業費補助金                  |            |
| 岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金            | 岐阜県女性医師等就労環境改善事業費補助金               |            |
| 岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金            | 岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金               |            |
| 岐阜県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金         | 岐阜県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金            |            |
| 岐阜県在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金       | 岐阜県在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金          |            |
| 岐阜県防災訓練等参加支援事業費補助金              | 岐阜県防災訓練等参加支援事業費補助金                 |            |
| 岐阜県老人福祉施設等整備費補助金                | 岐阜県老人福祉施設等整備費補助金                   | 平成30年1月29日 |
| 岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金        | 岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金           |            |
| 岐阜県児童福祉等対策事業補助金(児童養護施設等施設整備補助金) | 岐阜県児童福祉等対策事業補助金(児童養護施設等施設整備補助金)    | 平成30年1月29日 |
| 岐阜県障害者(児)福祉関係施設等整備費補助金          | 岐阜県障害者(児)福祉関係施設等整備費補助金             |            |
| 第19回全国農業担い手サミット in ぎふ実行委員会負担金   | 第19回全国農業担い手サミット in ぎふ実行委員会負担金      | 平成30年1月29日 |
| 中津川市鳥獣被害防止総合対策協議会               | 岐阜県農業振興事業補助金(鳥獣被害防止総合対策事業費補助金)     | 平成30年1月29日 |
|                                 | 岐阜県農業振興事業補助金(野生獣被害集落緊急支援事業費補助金)    |            |
| 池田町                             | 岐阜県農業振興事業補助金(多面的機能支払交付金)           | 平成30年1月29日 |
| かわせみの杜関山田・柳田の会                  | 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金(里地の会)           | 平成30年1月29日 |
| 恵那市森林組合                         | 森林・林業対策事業補助金(生産性強化搬出間伐(基金)事業)      | 平成30年1月29日 |
|                                 | 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金(環境保全林(公的)整備事業)  |            |
|                                 | 森林・林業対策事業補助金(森林整備事業: 森林環境保全直接支援事業) |            |
|                                 | 森林・林業対策事業補助金(森林管理路緊急整備事業)          |            |

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

| 監査対象団体             | 内 容  |
|--------------------|--|
| 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会 | 岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金)において、概算私により26,693,000円を受給した後、補助事業の大幅な縮小に伴い経費 |



|           |      |   |
|-----------|------|---|
| 社会福祉法人喜望会 | 指導事項 | 支出見込みが無くなったにもかかわらず、17,302,000円を追加で請求し、精算時に同額を超える18,667,960円を返還していたので、今後は適正に処理されたい。<br>岐阜県地域密着型サービス等整備補助成事業費等補助金において、補助対象外経費を誤って計上していたことにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。 |
|-----------|------|---|

イ 所管機関

| 機関名   | 実施団体名              | 区分   | 内容   |
|-------|--------------------|------|--|
| 障害福祉課 | 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会 | 指導事項 | 岐阜県心身障がい者(児)及び老人福祉関係団体運営費等補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金)において、次のとおり不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。<br>1 補助事業者から提出された実績報告書の確認を十分に行わず額の確定を行ったことにより、371,000円を過大交付していた。<br>2 必要がないにもかかわらず17,302,000円を追加で交付したことにより、精算時に同額を超える18,667,960円の戻入が生じていた。<br>社会福祉法人喜望会に対する岐阜県地域密着型サービス等整備補助成事業費等補助金において、補助対象外経費を誤って計上していたことにより補助対象経費が過大となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。 |
| 高瀬福祉課 | 社会福祉法人喜望会          | 指導事項 | 社会福祉法人喜望会に対する岐阜県地域密着型サービス等整備補助成事業費等補助金において、補助対象外経費を誤って計上していたことにより補助対象経費が過大となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。   |

3 指定管理者(10団体)

| 実施団体名                  | 施設名称  | 実施年月日      |
|------------------------|---|------------|
| 公益財団法人岐阜県体育協会          | 岐阜メモリアルセンター<br>岐阜県長良川球技場                          | 平成30年1月15日 |
| 社会福祉法人岐阜県福祉事業団         | 岐阜県スポーツ科学センター<br>(御嶽瀨河高地トレーニングセンター<br>に関する業務を除く。) | 平成30年1月15日 |
| 社会福祉法人岐阜県福祉事業団         | 岐阜県立三光園   | 平成30年1月18日 |
| 社会福祉法人岐阜県福祉事業団         | 岐阜県立ひまわりの丘第四学園                                    | 平成30年1月18日 |
| 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会     | 岐阜県福祉及愛づーる  | 平成30年1月15日 |
| 社会福祉法人岐阜県福祉事業団         | 岐阜県立千草寮   | 平成30年1月18日 |
| 一般財団法人岐阜産業会館           | 岐阜産業会館  | 平成30年1月17日 |
| 伊藤忠リアルティコミュニケーション・グループ | ソトピアジャパンセンター<br>興営住宅ソピア・フラッツ                      | 平成30年1月17日 |
| 一般社団法人岐阜県畜産公社          | 岐阜県東濃牧場   | 平成30年1月9日  |
| 株式会社江ノ島リゾートコーポレーション    | 世界淡水魚園のうち世界淡水魚園水族館を含む一部の区域                        | 平成30年1月16日 |

【監査の結果】  
次のとおり指導する事項があった。

ア 監査対象団体

| 実施団体名(施設名称)                       | 機関名   | 区分   | 内容  |
|-----------------------------------|-------|------|---|
| 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会<br>(岐阜県福祉愛づーる) | 障害福祉課 | 指導事項 | 平成28年度事業報告書の収支決算について、利用中止等に起因し返還した額8,600円を利用料金として過大に計上していたので、今後は適正に処理されたい。  |
| 一般社団法人岐阜県畜産公社<br>(岐阜県東濃牧場)        | 畜産課   | 指導事項 | 牧場の管理運営業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、「岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場の管理に関する基本協定書」及び「岐阜県東濃牧場・岐阜県飛騨牧場管理運営業務仕様書」に基づき、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し、承認を得るべきところ、産業廃棄物処理業務及び育成牛の制御業務において申請を行っていなかったため、今後は適正に処理されたい。 |

イ 所管機関

| 機関名 | 実施団体名(施設名称)                | 区分   | 内容   |
|-----|----------------------------|------|--|
| 畜産課 | 一般社団法人岐阜県畜産公社<br>(岐阜県東濃牧場) | 指導事項 | 牧場の管理運営業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、「岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場の管理に関する基本協定書」及び「岐阜県東濃牧場・岐阜県飛騨牧場管理運営業務仕様書」に基づき、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し、承認を得るべきところ、産業廃棄物処理業務及び育成牛の制御業務において申請させていなかったため、今後は適正に処理されたい。 |

岐阜県監査委員会告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により平成二十九年十一月から平成三十年一月までに執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告（年間総括）を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十年三月九日

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
| 岐阜県監査委員 | 篠 | 田 | 徹 |
| 岐阜県監査委員 | 松 | 岡 | 正 |
| 岐阜県監査委員 | 山 | 本 | 泉 |
| 岐阜県監査委員 | 藤 | 良 | 寛 |
| 岐阜県監査委員 | 杉 | 山 | 祐 |
| 岐阜県監査委員 |   |   | 子 |

平成29年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告（年間総括）

第1 監査概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、①県が資本金等を4分の1以上出資等している団体（出資・出捐団体）、②県が補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）、③公の施設の管理を行っている団体（指定管理者）について、計54団体に對し監査を実施した。なお、監査に当たっては、以下の6項目を重点監査項目として設定し、監査を実施した。

〔重点監査項目〕

- 出資・出捐団体
  - ①決算事務における正確性の検証
  - ②内部けん制の実効性の検証
- 補助金等交付団体
  - ③適正な申請及び報告事務の検証
  - ④補助金で整備した施設、物品等の管理状況の検証
- 指定管理者
  - ⑤協定事項の遵守状況の検証
  - ⑥県からの貸付物品の管理状況の検証

1 監査期間  
平成29年11月から平成30年1月まで

2 監査実施団体数  
出資・出捐団体 21団体  
補助金等交付団体 20団体  
指定管理者 13団体

計 54団体

3 監査対象年度  
原則として、平成28年度を対象とした。

第2 監査結果

1 財政的援助団体等監査における要望、質疑等  
監査対象団体等に対し、質疑を行い、見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べ、要望を行った。主な要望、質疑等は、次のとおり。（団体名の表示がない要望、質疑等は、複数団体に對するもの）

(1) 出資・出捐団体  
ア 団体及び団体を所管する機関に對して、意見を述べ、要望を行った。

（公財）岐阜県産業経済振興センターにおいては、県内産業の活性化に向けて、特定分野に偏ることなく幅広くに中小企業の相談支援を進められたい。

岐阜県住宅供給公社においては、今後耐用年数を迎える賃貸住宅のあり方にも配慮しつつ、入居率の確保に取り組みられたい。

（地独）岐阜県総合医療センターにおいては、地域がん診療連携拠点病院として、引き続き、がん患者やその家族の精神的ケアも含めたQOL（生活の質）の向上支援に取り組みられたい。

（一財）飛騨地域地場産業振興センターにおいては、より効果的な事業実施に向けて、事業効果の検証やその結果に基づき更なる工夫に努められたい。

（公財）岐阜県浄水事業公社においては、引き続き、事故防止や安全対策に努め、日常生活に欠かさないライオンズとしての信頼を維持・確保されたい。



イ 団体に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

|   |
|---|
| (一社) 岐阜県農業畜産公社における肉用牛の高品質化や高付加価値化に向けた取組について |
| (地独) 岐阜県総合医療センターにおける医療機器の購入手続について           |
| 経営状況及び経営改善のための取組について                        |
| 事業の実施状況と期待される波及効果について                       |
| 預金の保有状況や運用方針について                            |

(2) 補助金等交付団体

ア 団体及び団体に補助金等を交付した所管機関に対して、意見を述べ、要望を行った。

(特非) NPO総合体操クラブにおいては、トップレベルの選手を輩出していることから、「スポーツ立県・さふ」の実現に資するため、引き続き、トップアスリートの育成に取り組みたい。

中津川市鳥獣害防止総合対策協議会においては、官民一体となった鳥獣害対策の取組が評価できることから、今後も着実な成果と具体的な効果を期待したい。

(社福) 希望会においては、補助金の有効活用という観点から、補助事業で整備した施設の利用率向上に努められたい。

(一社) 岐阜県障害者スポーツ協会においては、スポーツを通じた障がい者の社会参加を促進する観点から、可能な限り多くの選手や団体に活躍の場を提供するよう取り組みられたい。

イ 団体に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

|                            |
|----------------------------|
| 補助事業の事業効果について              |
| 補助目的に沿った事業執行であることの確認方法について |

(3) 指定管理者

ア 指定管理者及び指定管理者の所管機関に対して、意見を述べ、要望を行った。

(株) 江ノ島マリナーボートレーション(世界淡水魚園のうち世界淡水魚園水族館を含む一部の区域の指定管理者)においては、SNSを活用した情報発信やリニューアルする航空宇宙博物館等の近隣施設との連携など、引き続き、観光拠点としての取組を進められたい。

従業員にとって過度な負担とならないよう労務管理に配慮したうえで、利用者の増加につながる取組を進められたい。

イ 指定管理者に対して、次の質疑を行い、見解を求めた。

|                           |
|---------------------------|
| 施設の利用者増加及び稼働率向上のための取組について |
| 施設の老朽化対策及び安全管理について        |

2 監査実施団体数及び監査結果件数

監査を実施した団体等のうち、12団体において2件の指導事項及び12件の指導事項並びに6所管機関において1件の指導事項及び5件の指導事項が認められたので、是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、1団体において、1件の検討事項が認められたので、必要な検討を求めた。

(単位:団体、件)

| 区分         | 監査実施団体数 |      |      | 団体監査結果件数 |      |      | 所管機関監査結果件数 |      |      |   |
|------------|---------|------|------|----------|------|------|------------|------|------|---|
|            | 指導あり    | 指導あり | 検討あり | 指導事項     | 指導事項 | 検討事項 | 指導事項       | 指導事項 | 検討事項 |   |
| ① 出資・出捐団体  | 21      | 2    | 5    | 1        | 8    | 2    | 5          | 1    | 1    | 0 |
| ② 補助金等交付団体 | 20      | 0    | 3    | 0        | 3    | 0    | 3          | 0    | 3    | 1 |
| ③ 指定管理者    | 13      | 0    | 4    | 0        | 4    | 0    | 4          | 0    | 2    | 0 |
| 合 計        | 54      | 2    | 12   | 1        | 15   | 2    | 12         | 1    | 6    | 1 |

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

3 団体を所管する部署別団体数(件数)

(単位:団体、件)

| 部署       | 出資・出捐団体 |       | 補助金等交付団体 |      | 指定管理者 |      | 合 計   |      |
|----------|---------|-------|----------|------|-------|------|-------|------|
|          | 指導あり    | 検討あり  | 指導あり     | 指導あり | 指導あり  | 指導あり | 指導あり  | 検討あり |
| 総務 直 轄 部 | -       | -     | -        | -    | -     | -    | -     | -    |
| 清流の国推進部  | 0(0)    | 0(0)  | 0(0)     | 0(0) | 0(0)  | 1(1) | 0(0)  | -    |
| 左 機 管理 部 | -       | -     | 0(0)     | 0(0) | -     | -    | 0(0)  | 0(0) |
| 環境生活部    | 0(0)    | *1(1) | 0(0)     | 0(0) | -     | -    | *1(1) | 0(0) |
| 健康福祉部    | 2(2)    | *3(3) | 1(1)     | 0(0) | 2(2)  | 0(0) | 1(1)  | 2(2) |
| 高 工 労働 部 | 0(0)    | 1(1)  | 0(0)     | 0(0) | 0(0)  | 1(1) | 0(0)  | 2(2) |
| 農 政 部    | 0(0)    | 0(0)  | 0(0)     | 1(1) | 0(0)  | 1(1) | 0(0)  | 2(2) |
| 林 政 部    | 0(0)    | 0(0)  | 0(0)     | 0(0) | -     | -    | 0(0)  | 0(0) |
| 県土整備部    | 0(0)    | 1(1)  | 0(0)     | -    | -     | 0(0) | 1(1)  | 0(0) |
| 都市建設部    | 0(0)    | 0(0)  | 0(0)     | -    | 0(0)  | 0(0) | 0(0)  | 0(0) |
| 県 事 務 所  | -       | -     | -        | -    | -     | -    | -     | -    |
| 教育委員会    | -       | -     | -        | -    | -     | -    | -     | -    |
| 警察本部     | -       | -     | -        | -    | -     | -    | -     | -    |
| その他      | -       | -     | -        | -    | -     | -    | -     | -    |
| 合 計      | 2(2)    | *6(6) | 1(1)     | 0(0) | 3(3)  | 0(0) | 4(4)  | 2(2) |

(注) 1 ※)団体の所管機関が複数となる場合は、団体数及び件数をそれぞれ部署で重複して計上。

2 括弧内の数字は監査結果件数を示す。

3 「-」は、監査を実施した団体がないもの。

4 監査結果の分野別件数

(単位:件)

| 分野   | 出資・出捐団体 |      | 補助金等交付団体 |      | 指定管理者 |      | 合 計  |      |
|------|---------|------|----------|------|-------|------|------|------|
|      | 指導事項    | 指導事項 | 指導事項     | 指導事項 | 指導事項  | 指導事項 | 指導事項 | 検討事項 |
| 収入関係 | 1       | 0    | 0        | 0    | 0     | 0    | 1    | 0    |
| 支出関係 | 0       | 0    | 0        | 0    | 0     | 0    | 0    | 0    |
| 契約関係 | 0       | 0    | 0        | 0    | 0     | 0    | 1    | 0    |
| 財産関係 | 0       | 0    | 0        | 0    | 0     | 0    | 0    | 0    |
| 決算関係 | 1       | 4    | 0        | 0    | 0     | 0    | 1    | 4    |
| その他  | 0       | 1    | 1        | 0    | 3     | 0    | 3    | 0    |
| 合 計  | 2       | 5    | 1        | 0    | 3     | 0    | 4    | 2    |

(注) 監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上。

5 主な監査結果

(1) 出資・出捐団体

| 内 容  | 件数 |
|--|----|
| 決算において、収益とそれに対応する費用とを同一会計年度に計上していない団体があった。   | 1  |
| 財務諸表等を正確に作成していない団体があった。                      | 3  |
| 団体会計外の口座で保管する損害保険料について、その管理方法等の検討を要する団体があった。 | 1  |

(2) 補助金等交付団体

| 内 容   | 件数 |
|---|----|
| 補助事業の大幅な縮小に伴い、経費の支出見込みがなくなったにもかかわらず、概算払を請求している団体があった。 | 1  |
| 補助対象ではない経費を補助対象の経費に含めて実績報告している団体があった。                 | 1  |

(3) 指定管理者

| 内 容                                     | 件数 |
|---|----|
| 基本協定書に定められた管理物品と実際の管理物品とが異なっている団体があった。  | 1  |
| 管理運営業務を第三者に委託する際に、県への承認申請を行っていない団体があった。 | 1  |

岐阜県監査委員会告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年三月九日

岐阜県監査委員 篠 田 徹  
 岐阜県監査委員 松 岡 正 人  
 岐阜県監査委員 山 本 泉  
 岐阜県監査委員 藤 良 寛  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

**I 平成28年度及び平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況**

1 平成28年度

(単位：件)

| 区分   | 監査結果 | 措置済 | 今回措置を講じたもの※ | 未措置   |
|------|------|-----|-------------|-------|
|      | A    | B   | C           | A-B-C |
| 指摘事項 | 86   | 85  | 0           | 1     |
| 指導事項 | 112  | 112 | 0           | 0     |
| 検討事項 | 9    | 7   | 0           | 2     |
| 計    | 207  | 204 | 0           | 3     |

2 平成29年度

(単位：件)

| 区分   | 監査結果 | 措置済 | 今回措置を講じたもの※ | 未措置   |
|------|------|-----|-------------|-------|
|      | A    | B   | C           | A-B-C |
| 指摘事項 | 141  | 67  | 27          | 47    |
| 指導事項 | 127  | 63  | 22          | 42    |
| 検討事項 | 5    | 2   | 0           | 3     |
| 計    | 273  | 132 | 49          | 92    |

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年1月30日及び2月1日に知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地廻りの監査の結果として本庁の所管課に

対し是正若しくは改善を求める事項

**II 定期監査の結果に基づき講じた措置**

1 平成29年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

危機管理部

| 機関名 | 監査結果   | 講じた措置  |
|-----|--|--|
| 防災課 | 物品の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらるべし。 | 1 消防本部が実施した工事時に誤って破棄されたものであるため、消防本部の経費負担により、従前どおり消防無線を廃受できるよう対応を指示し、復旧した。<br>2 備品の適正な管理を依頼するとともに |
|     | 1 岐阜県消防無線モニター発信装置  |  |

(239,990円)を亡失していた。  
2 現物を確認できない物品があった。

に、県備品マニュアルに加え、県所有備品であることを示す大型シールの貼付や、定期的に通信テストを実施する等再発防止に取り組んだ。

2 現物が確認できなかった物品は、平成5年1月に購入した気象予警報受信用のFAXであり、既に更新され使用されていなかった物である。  
当該物品を捜索したが、最終的に現物が確認できなかったため、平成29年11月29日に亡失に係る報告書を提出した。原因は、購入から長年経過し、使用していなかったため、誤って破棄したのと思われる。

今回の事案を受け、貴重な税金で購入した物品の適正な管理を再認識するため、課内で新たに作成したマニュアルで職員研修を実施する等、再発防止に努めた。

健康福祉部

| 機関名       | 監査結果   | 講じた措置  |
|-----------|--|--|
| 恵那保健所     | 時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件4,532円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。 | 過払となった時間外勤務手当については、平成29年10月25日に収納した。今後は、時間外勤務手当計算時に「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」、「週休日の振替等等の通知書」及び「出勤簿」との整合を徹底するとともに、決裁時にも複数人によるチェックを徹底することにより再発防止に努める。 |
| 多治見看護専門学校 | 時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,668円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。 | 時間外勤務手当の過払分については、過払金戻入手続を行い、平成29年12月12日に納入された。また、再発防止のために、平成29年8月9日に人事課より各所属宛て配布された支給割合等確認チェックを活用し、起案者係員のみだけでなく、総務課長も併せてチェックを行い、複数人で確認する体制とした。 |

| 商工労働部       |   |
|-------------|---|
| 機関名         | 監査結果  |
| 情報科学芸術大学院大学 | 公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料19,835円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。   |
|             | 当該職員に対し、より慎重な運転を心がけるよう指導した。<br>また、全ての教員、事務局職員、専門職、職員及び学生に対して、交通ルールの遵守、安全運転の励行など交通事故防止策について、注意喚起を行った。<br>今後も教授会、事務局ミーティング等のあらゆる機会をとらえて、交通事故防止について周知徹底を図る。<br>また、公用車に同乗者がある場合は、後退時に後方確認をするなど、運転者の安全運転の補助に従事させることを徹底する。  |
|             | 当該職員に対し、物品等の運搬時には細心の注意を払うよう指導した。<br>また、全ての教員、事務局職員、専門職、職員及び学生に対して、物品の取扱いについて、注意喚起を行った。<br>今後も教授会、事務局ミーティング等のあらゆる機会をとらえて、物品の取扱いを含む事故防止について周知徹底を図る。   |
| 農政部         |   |
| 機関名         | 監査結果  |
| 揖斐農林事務所     | 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金(里地里川生態系保全支援事業)の交付事務において、本事業を実施する団体の経常的運営に要する経費(本事業の実施に直接関係しないもの)は対象としないとの規定があるにもかかわらず、一部対象としていた経費が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。   |
|             | 本事業の対象としない経費については、本事業を開始した年度(1924)から現在までの補助金についても内容を確認し、平成29年12月22日に事業主体から補助金を返還させた。<br>今後は所外において、次の①～③の対策を行い、再発防止の徹底を図る。<br>① 補助事業者に対して、事業参加応募時及び事業実施計画策定時において、補助事業で支出できる経費の説明を内容に行うとともに、提出された計画内容について適正な内容が聞き取りを行う。<br>② 事業実施中(中間)の適時に、関係資料に基づき支出経費について適切であるか確認するとともに、残りの計  |
| 下呂農林事務所     |   |
|             | 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として57,672円の費用負担が発生し、また、修繕料97,837円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。   |
|             | 当該職員に対しては、事故の状況等を開き取り、原因等を確認したうえで、車両運転時の安全確認及び再発防止について指導した。<br>事故発在直後の所内調整会議(平成28年8月29日)において、交通事故防止に対する注意喚起を行うとともに、果有財産を損傷させた場合の職員の賠償責任について説明を行い、事故を起した際の責任の重大さについて、職員全員に徹底した。<br>また、毎月実施する所内調整会議において、毎回その季節に合った内容で、交通安全についての意識向上を図っている。  |
|             | 指図を受けた且給及び戻入人事案については、正規の支給額となるよう農政課関係各課と協議・調整し、早急に手続を進め、対象職員ごとに差引・相殺し、追給については平成29年11月21日支給済み、戻入については平成29年11月13日に納入済みを確認した。<br>また、支払科目を分けて支給する際には、端数処理を原らないよう人事給与システムへの入力方法を改め、総支給額の中で給与科目を分けるように変更した。<br>所内職員に対しては、週休日の振替制度について改めて指導を行った。<br>今後は、時間外勤務手当等の対象時間の精算にあたっては、カレンダーに振替日や休日勤務手当支給時間数を記録し、同一週の予定労働時間を正しく把握できるようにするとともに、係内でチェックを行う体制を整備し、再発防止に努める。 |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>数処理を誤ったことにより、1件1円が支払不足となっていた。<br/>5 週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給してなかったことにより、1件2,220円が支払不足となっていました。</p>  | <p>公務中の1件の交通事故について、公用車が送車（取得価格1,260,000円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>  | <p>飛騨家畜保健衛生所<br/>公務中の1件の交通事故について、修繕料89,262円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p> |
| <p>事故発生後、直ちに所属長が事故を起こした職員に対し交通法に基づき安全運転助行について厳重注意を行った。</p> <p>全職員に対しては、毎月開催している職員会議において毎回、岐阜県警察本部発行の交通安全啓発広報紙を活用し、交通安全についての職員研修を実施するとともに、所属長や交通安全推進員から安全運転の助行や運転マナーの向上について注意喚起の徹底を図った。</p> <p>また、この事故を教訓に職員が相互に交通事故防止について注意喚起し合うとともに、管理監督職員や各係長が出張者の健康状態や運転旅程に無理がないか確認するなど、事故防止についてより一層の意識醸成を図っているところである。</p> <p>今後も継続的に注意を喚起し、職員の健康管理に留意しながら交通事故防止を徹底する。</p> | <p>事故直後に、所属長から関係職員に対し、より慎重な安全運転を励行するように指導した。また、全職員に対し、交通法規の遵守・安全運転の励行について周知徹底を図った。</p> <p>その後も、定例所内会議において、交通安全推進員が季節ごとの交通安全運動のチラシを利用し、安全運転意識の高揚を図っており、今後も継続的に注意喚起し、職員の交通事故防止を徹底する。</p> <p>事故直後に、所属長から関係職員に対</p> | <p>公務中に車両を損傷させた1件の毀損事</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>故について、修繕料76,258円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p> | <p>し、より慎重な安全運転を励行するように指導した。また、全職員に対し、交通法規の遵守・安全運転の励行について周知徹底を図った。</p> <p>その後も、定例所内会議において、交通安全推進員が季節ごとの交通安全運動のチラシを利用し、安全運転意識の高揚を図っており、今後も継続的に注意喚起し、職員の交通事故防止を徹底する。</p> |
|--|---|

|                        |   |   |
|------------------------|---|---|
| <p>機関名<br/>下呂土木事務所</p> | <p>監査結果<br/>公務中の1件の交通事故について、修繕料48,600円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p> | <p>課じた措置<br/>事故発生直後及び平成28年度末に、運転職員及び同乗職員に対し所属長から口頭注意を行った。<br/>また、所属職員に対しても交通安全推進員から所内会議や職場研修及びビメール等により運転時及び同乗時の交通安全及び交通事故防止について注意喚起を行い、同乗者の後方確認の徹底を図った。<br/>さらに、警察署交通課職員が講師となった交通安全講習会にも職員を多く出席させ、交通安全への意識向上に努めた。<br/>事故発生直後に当該落石箇所の調査と落石発生源の特定を行い、落石箇所前後の既設落石防護ネットに鐵維シートを重ねて設置し、落石履歴箇所として一層の道路パトロールの強化を実施するよう担当職員に意識啓発を実施した。</p> |
|------------------------|---|---|

| 都庁建築部   |  | 教育委員会  |   |  |
|---|--|--|---|--|
| 機関名   | 監査結果   | 機関名  | 監査結果  |  |
| <p>中蔵建築事務所</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として97,200円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。</p> | <p>安全運転については、日ごろから十分注意するよう努めているが、今回の交通事故発生を受けて、更に、交通安全及び交通事故防止について注意喚起を図るため、全職員に対し交通安全についての研修を直ちに行った。</p> <p>その後も月に1度市内研修を継続的に実施することにより、交通事故再発防止に努めている。</p> <p>また、後方運転の際は、同乗者がいる場合、その者が降車し、確認・誘導することを徹底している。</p> | <p>機関名</p> <p>教育研修課</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に措置されたい。</p> <p>1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、2件10,944円が過払となっていた。</p> <p>2 休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に休日の振替を行った場合、勤務日だった日は休日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、勤務日の支給割合を適用していたことにより、1件1,029円が支払不足となっていた。</p> | <p>講じた措置</p> <p>当該職員に対しては、所長が一層の安全運転及び安全確認の徹底について注意し、指導を行った。</p> <p>また、定例の市内会議において、安全運転管理者である振興防災課長が、安全運転、安全確認など交通安全に対する意識の徹底について指示し、各課長を通じて全職員へ周知を行うことにより再発防止を図った。</p> <p>今後も会議等において、定期的に交通安全及び交通事故防止について注意喚起を図り、再発防止に努める。</p> | <p>講じた措置</p> <p>当該職員に対しては、平成29年9月26日戻入済み。</p> <p>今後は、時間外勤務手当の対象となる時間数の確認を徹底し、適正支給に努める。</p> <p>2 出張時の時間外勤務手当の対象時間等について整理し、全職員に周知した。</p> <p>今後は、時間外に帰庁した場合には「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」に帰庁時間を記載させ、対象時間を確認することにより、適正支給に努める。</p> |
| <p>可茂興事務所</p> <p>公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料112,596円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。</p>  | <p>時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 時間外勤務手当の対象となる勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件2,954円が過払となっていた。</p> <p>2 旅行中の移動時間を時間外勤務手当の対象となる時間に含めていたものがあつた。</p>                                    | <p>機関名</p> <p>体育健康課</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、3件7,074円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>   | <p>指摘事項の時間外勤務手当の過払分については、平成29年10月23日に戻入処理を行った。</p> <p>今後は、複数の会計職員で岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の再確認を行うとともに、出張簿や時間外勤務命令簿のチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>  |  |
| <p>池田高等学校</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、</p>                                      | <p>各務原高等学校</p> <p>物品の管理事務において、剣道防具や下足箱など備品81件を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>   | <p>物品の管理の徹底を図るため、全職員に岐阜県会計規則及び物品の現物実査実施要領を周知徹底するとともに、現物実査の際は、実査担当者、使用主任者等の複数人による物品一覧表、写真付き台帳及び備品整理表の突合を行うこととした。</p> <p>また、物品の異動及び処分をする場合は、必ず使用主任者及び事務職員に報告することにより再発防止に努める。</p>   | <p>物品管理の徹底を図るため、全職員に岐阜県会計規則及び物品の現物実査実施要領を周知徹底するとともに、現物実査の際は、実査担当者、使用主任者等の複数人による物品一覧表、写真付き台帳及び備品整理表の突合を行うこととした。</p> <p>また、物品の異動及び処分をする場合は、必ず使用主任者及び事務職員に報告することにより再発防止に努める。</p> <p>過払となっていた3,196円については、平成29年11月29日に県職入へ戻入済み</p>   |  |

興事務所

監査結果

講じた措置

都庁建築部

監査結果

講じた措置

教育委員会

監査結果

講じた措置



|         |   |   |
|---------|---|---|
| 大垣北高等学校 | 1件3,196円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。   | <p>では、複数人でのチェックを徹底し、支給額を誤ることがないよう適正な事務処理に努める。</p> <p>今後は、給与担当者を含めた係全体で被<br/>       早具職員の給与、勤務時間その他の勤務条<br/>       件に関する条例の再確認を行うとともに、<br/>       時間外勤務手当等の内容チェックを複数人<br/>       で行うことを徹底し、再発防止に努める。</p>   |
| 大垣南高等学校 | <p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。</p> <p>1 1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件5,129円が過払となっていた。</p> <p>2 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつた。</p> | <p>過払となっていた時間外勤務手当1件10,779円の戻入並びに支給不足であった休日勤務手当1件7,186円及び時間外勤務手当1件1円の追給の事務手続を平成29年10月3日に行った。</p> <p>平成29年10月11日に、該当職員から異に納入されたことを確認した。</p> <p>今後は、時間外勤務手当等支給にあたり、勤務日、勤務時間、勤務内容等を十分に確認して事務処理を行う。</p> <p>また、手当の積算方法を十分理解したうえで複数人による確認をすることで、再発防止に努める。</p> |
| 大垣養老高等学 | <p>時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件3,194円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。</p>   | <p>過払となっていた時間外勤務手当3,194円については、過年度戻入処理を行い、平成29年10月20日に当該職員から異に納入されていることを確認した。</p> <p>今後は、人事給与システムにある支援機能の時間外計算書を利用して集計するとともに、あわせて、複数人による内部チェックを徹底し、再発防止に努める。</p>   |
| 大垣桜高等学校 | 時間外勤務手当の支給事務において、勤  | 過払となっていた時間外勤務手当2,784  |

|          |   |  |
|----------|---|--|
| 益田清風高等学校 | <p>書籍購入に係る契約事務において、契約相手先から請求を提出させていなかったの<br/>       で、今後は適正に処理された。</p>                    | <p>円については、平成29年11月4日に当該職員から異に納入したことを確認した。</p> <p>今後は、複数人によるチェックを徹底し、支給額を誤ることがないよう適正な事務処理を徹底する。</p> <p>指摘事項について、会計職員全員で岐阜県会計規則及び同取扱要領の再確認を行った。</p> <p>今後は、事案ごとに契約方法、金額等の要件を照らし合わせ、会計事務の手続について遺漏がないよう、出納員や会計職員によるチェック体制を徹底し、適正な事務処理に努める。</p> |
| 飛騨高山高等学校 | <p>公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料198,828円が支払われていたの<br/>       で、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。</p> | <p>事故後、直ちに原因となった学校敷地内のマンホールの位置や段差の有無について点検を行った。</p> <p>今後は、冬期の除雪作業を行う際には、作業箇所の状況を再確認し、細心の注意を払って作業に当たるよう全職員に周知徹底し、再発防止に努める。</p>   |

  

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <b>(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置</b> |   |
| 総務部                            |   |
| 機関名                            | 監査結果  |
| 管理課                            | <p>夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、3件1,083円が支給不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。</p> |
| 環境生活部                          |   |
| 機関名                            | 講じた措置   |
| 県民生活相談センター                     | <p>週休日の振替等の手続において、勤務日を振替により週休日とすることができ<br/>       る日は、週休日に勤務することを命ずる必要がある日<br/>       を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命ずる必要がある日<br/>       を起算日とする</p>      |
|                                | <p>週休日の振普通通知書発出における内部<br/>       部決裁時において、変更可能日である<br/>       当該週休日の前4週間、後8週間以内<br/>       の具体的な期日を決裁書の余白に記入<br/>       して、誤りのないような手続を確保す</p>   |

る8週間後の日までの期間であるにもかかわらず、当該期間外の日には振替を行っていませんので、今後は適正に処理されたい。

るとともに、所属職員に振替制度について周知徹底し、再発防止に努める。

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 健康福祉部     |  | 講じた措置  |
| 機関名       | 監査結果   |  |
| 多治見看護専門学校 | 外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。 | 外付けハードディスクについて、接続している職員が毎月使用記録簿に記載して、情報セキュリティ取扱管理者の許可を受け体制とした。 |

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 農政部     |  | 講じた措置  |
| 機関名     | 監査結果   |  |
| 西濃農林事務所 | 時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。   | 今回の手当支給事務における誤りは、担当者が単独で事務を行っていたことに起因するため、今後は、人事課提報の時間外勤務手当の計算支援ツールの活用や、複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。   |
| 下呂農林事務所 | 外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、治山施設点検業務を委託した事業者へ貸出しを行っていたので、今後は適正に処理されたい。 | 指摘を受けてすぐ、当該ハードディスクを使用する担当者に対して、情報セキュリティの遵守及び業者への貸出しにあつたうえで、その都度担当者が使用者として「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を受けることを指導した。あわせて、現在使用している所内の外部記録媒体の取扱状況について点検し、当該事案以外不適切な取扱いがされている外部記録媒体が無いことを確認した。 |

|         |  |   |
|---------|--|---|
| 県土整備部   |  | 講じた措置   |
| 機関名     | 監査結果   |   |
| 可茂土木事務所 | 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として88,873円の費用負担が発生していたので、道路メンテナンスの強化等道路 | 損害賠償事故の原因となった危険箇所に ついては、再発防止の措置として、事故発生後、直ちに縁石の修繕を行うとともに全 |

管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

路線の点検を実施した。道路管理上の事故について、道路メンテナンスによる日常的な点検の実施、社会基盤メンテナンスセンター(MS)や市町村からの通報の活用により、道路管理を一層強化し事故防止に努める。

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 県事務所   |   | 講じた措置   |
| 機関名    | 監査結果  |   |
| 中濃県事務所 | 時間外勤務手当等の支給事務において、休日に割り振られた正規の勤務時間の勤務に対し、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当1件2,122円が過払、休日勤務手当1件11,460円が支払不足となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 | 指導事項は、平成29年2月11日(土)、建国記念の日の休日である週休日に、命令により4時間の勤務を行った案件である。週休日であるため、この4時間の勤務について、翌月に振替を行ったが、休日に割り振られた正規の勤務時間の勤務に対し、休日勤務手当(100分の135)を支給すべきところ、誤って、時間外勤務手当(100分の25)を支給した。したがって、過払と支払不足が生じた。これらを平成29年10月の給与において、処理したところである。週休日と祝日が重なった場合における時間外勤務手当や休日勤務手当の支給については、制度自体が複雑で複雑なため、所属長から、給与担当者に注意及び指導を行った。また、運用を適正化するため、パソコンをいくつか記載した独自のマニュアルを平成29年10月に作成し、誤りがないように努めている。 |

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 教育委員会   |  | 講じた措置  |
| 機関名     | 監査結果   |  |
| 岐阜教育事務所 | 特殊勤務手当の支給事務において、修学旅行等の引率に係る教育職員手当42,500円が支払不足となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 | 未払となつていたので、特別勤務手当(修学旅行等引率指導業務手当)については、平成29年10月20日に支給した。当該校に対しては、給与関係規定等を十分理解したうえで適正に支給事務を行うよう指導し、管内各校へは、平成29年10月17日に開催した研修会において、当該事案 |

|   |   |
|---|---|
| <p>岐阜高等学校</p> <p>物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>  | <p>の発生及び経緯・原因等を説明し、特殊勤務手当の課支給防止に向け、注意喚起を行った。</p> <p>また、給与制度の基本事項や様々な事例等を全教職員に周知するため、ニューズレター「岐阜教育事務所フロンティアトピア」を平成29年11月より管内各校に対して発行するとともに、新規採用者を対象に、岐阜教育事務所の職員が直接トピアスを行う事務相談会を開催し、学校事務職員の資質向上をサポートする仕組みの構築に努めた。</p>  |
| <p>岐阜高等学校</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料82,512円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>                              | <p>私費会計から県へ貸付を受けた物品の登録手続が行われていなかったため、今後は、私費会計担当者と県費会計担当者が連携を密にするとともに、貸付された物品も速やかに登録することを関係職員に対し周知徹底した。</p> <p>所属長が当該職員に対し、パソコンの取扱については一層の注意を払うよう指導した。</p> <p>また、校内の職員会議等を通じて全教職員に対してパソコン等を含めた備品の取扱いについて周知徹底を図る。</p>   |
| <p>各務原高等学校</p> <p>施設定期点検等業務委託に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、委託業務完了届の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することによって代えていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>  | <p>全職員で岐阜県会計規則第122条第2項を再確認した。</p> <p>今後、契約の履行を確認する際は、担当者、会計員及び出納員が検査調書を作成すべきかを確認し、再発防止に努める。</p>   |
| <p>本巣松陽高等学校</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料106,704円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>                           | <p>職員会議において物品、特にノート型パソコンをはじめ電子機器等の使用及び管理について、適正かつ慎重に行う旨説明し、全職員の意識啓発を図った。</p> <p>今後も、定期的に物品の取扱いについて</p>  |
| <p>大垣商業高等学校</p> <p>時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>                                 | <p>監査後、給与担当者及び全職員が、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第15条「休日勤務手当」及び「給与事務の手引き」を再確認し、休日勤務手当の支給が必要なケースについて再度正しい知識を取得した。</p> <p>今後は、時間外勤務手当等の支給の決裁時に、週休日登録/変更書、週休日の振替え等の通知書及び月間外勤務代休時間指定簿等関係書類を添付するとともに、時間外勤務手当時間数計算のための支援機能ツールを活用し、適正な手当区分、支給割合及び時間数となっているか、複数の職員で確認し、再発防止に努める。</p> |
| <p>大垣工業高等学校</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、旅行目的地で正規の勤務時間外に現に勤務したことを明確に確認することなく、時間外勤務手当1,581円を支給していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> | <p>指導事項の時間外勤務手当1,581円については、平成29年6月29日付で戻入を行った。</p> <p>監査後直ちに、職員に対し、時間外勤務については事前の申出により承認された場合のみ認めざるを周知徹底した。</p> <p>あわせて、旅行命書には、開催される会議案内の写しを添付させ、複数の職員によりチェックを行うとともに、当該職員から聞き取りを行うなど、事前に時間外勤務の発生を把握するようにし、今後は同様の事象が発生しないよう、適正な事務処理に努めている。</p>                              |
| <p>大垣桜南高等学校</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>                            | <p>当該職員に対し、パソコンの取扱いは慎重に行うよう指導を行った。</p> <p>また、全職員に対し、職員会議等でパソコンを含む備品の適切な使用及び管理について周知徹底した。</p>  |
| <p>郡上北高等学校</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料16,200円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>                             | <p>予備監査後、朝会及び平成29年9月6日開催の職員会議において、全職員へ備品の適切な管理について周知徹底した。</p> <p>今後は、職員会議等において備品の毀損事故防止について一層の周知徹底を図る。</p>  |

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| <p>恵那農業高等学校<br/>校</p> | <p>時間外勤務手当の支給事務において、2件3,686円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>   | <p>指導事項の時間外勤務手当については、平成29年7月21日に連絡を行った。<br/>今後は、毎月全員の時間外勤務の有無及び人事給与システムの入力完了を複数の職員で確認し、再発防止に努める。</p>   |
| <p>飛騨高山高等学校<br/>校</p> | <p>時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。<br/>1 勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件4,518円が支払不足となっていた。<br/>2 支給割合が同一の時間外勤務手当について、支払科目を分けて支給する際の端数処理を誤ったことにより、1円が支払不足となっていた。<br/>3 休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあった。</p> | <p>支払不足となっていた時間外勤務手当について、平成29年12月21日に支給手続を完了した。<br/>今後は、週休日の振替等の通知書作成時と時間外勤務手当計算時の内容確認を徹底するとともに、疑義が生じた場合は随時、主管課等に問合せを行い、再発防止に努める。</p>                                  |
| <p>吉城高等学校</p>         | <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料82,512円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>  | <p>毀損事故を起こした職員に対し、ノート型パソコンをはじめとした県有物品の取扱いについて、より慎重に十分注意を払うよう指導した。また、毀損事故が発生した平成28年度から、職員会議においてパソコンの慎重な取扱いについて継続的に周知を図っている。<br/>今後も、機会をとらえて繰り返し職員に周知を行い、再発防止の徹底を図る。</p> |
| <p>岐阜希望が丘特別支援学校</p>   | <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料85,988円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>  | <p>職員会議等で職員に対し、パソコンを含めた備品の適正な使用及び管理について周知徹底を行った。<br/>また、今後も会議等において備品の適正な使用及び管理の徹底について周知を図る。</p>  |
| <p>中濃特別支援学校</p>       | <p>物品の管理事務において、真空掃除機(取得価格82,950円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>   | <p>全職員に対して、物品の所定場所からの移動や廃棄をする場合は、必ず教務部備品担当を通して事務室へ連絡することとした。また、物品を処分する場合は不用決定の手続きが行われていることを複数の職員で</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>確認をするよう周知徹底した。<br/>今後は、職員会議や職場研修の際に物品の丁寧な使用や慎重な管理について注意喚起を行い、再発防止に努める。</p>       | <p>当該職員に対しては、パソコンの適正な使用及び管理について指導を行った。<br/>また、毎朝の職員朝会及び定期的に開催される職員会議等でパソコンをはじめ物品の取扱いについての注意事項を説明し、周知徹底を図った。<br/>今後も、機会をとらえて繰り返し職員に周知を行い、再発防止の徹底を図っていく。</p> |
| <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料98,172円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> | <p>確認をするよう周知徹底した。<br/>今後は、職員会議や職場研修の際に物品の丁寧な使用や慎重な管理について注意喚起を行い、再発防止に努める。</p>  |